資料編

1 財政フレーム …… 132
2 成果指標算出方法 …… 133
3 策定体制 …… 139
4 策定経過 …… 140
5 総合振興計画審議会 …… 141
熊谷市総合振興計画審議会条例 …… 141
総合振興計画審議会名簿 …… 142
諮問書 …… 143
答申書 …… 143
6 市民委員会 …… 146
熊谷市市民委員会設置要綱 …… 146
市民委員会名簿 …… 147
市民意識調査報告書 …… 148
市民生活の現状についてのアンケート調査集計表 …… 155
7 総合振興計画策定委員会 …… 159
熊谷市総合振興計画策定委員会規程 …… 159
総合振興計画策定委員会名簿 …… 160
8 議案 …… 162
9 熊谷市自治基本条例 …… 163
10 計画の一覧表 …… 166



1 財政フレーム

（単位：百万円、％）

区分		平成19年度		前期計画額（平成20～24年度）		後期計画（平成25～29年度）		全体計画（平成20～29年度）	
		当初予算額	構成比	計画額	構成比	計画額	構成比	計画額	構成比
歳入	自主財源	37,660	68.3	184,145	67.0	181,275	67.2	365,420	67.1
	市　税	30,521	55.4	158,063	57.5	159,772	59.2	317,835	58.3
	その他	7,139	13.0	26,082	9.5	21,503	8.0	47,585	8.7
	依存財源	17,440	31.7	90,849	33.0	88,504	32.8	179,353	32.9
	国県支出金	6,827	12.4	33,399	12.1	34,574	12.8	67,973	12.5
	市　債	3,863	7.0	24,000	8.7	24,000	8.9	48,000	8.8
	地方譲与税等	6,750	12.3	33,450	12.3	29,930	11.1	63,380	11.6
	計	55,100	100.0	274,994	100.0	269,779	100.0	544,773	100.0
歳出	消費的経費	35,906	65.2	177,017	64.4	172,084	63.8	349,101	64.1
	人件費	15,098	27.4	73,165	26.6	68,395	25.4	141,560	26.0
	（退職金除く）	13,577	24.6	64,653	23.5	60,247	22.3	124,900	22.9
	物件費	6,714	12.2	33,157	12.1	33,238	12.3	66,395	12.2
	扶助費	8,908	16.2	45,367	16.5	46,581	17.3	91,948	16.9
	その他	5,186	9.4	25,328	9.2	23,870	8.8	49,198	9.0
	投資的経費	3,867	7.0	19,129	7.0	20,411	7.6	39,540	7.3
	普通建設事業費	3,867	7.0	19,129	7.0	20,411	7.6	39,540	7.3
	その他経費	15,227	27.6	78,848	28.7	77,284	28.6	156,132	28.7
	公債費	6,333	11.5	33,561	12.2	33,324	12.4	66,885	12.3
	積立金	27	0.0	125	0.0	125	0.0	250	0.0
	繰出金	7,679	13.9	39,582	14.4	38,345	14.2	77,927	14.3
	その他	1,188	2.2	5,580	2.2	5,490	2.0	11,070	2.0
	予備費	100	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	計	55,100	100.0	274,994	100.0	269,779	100.0	544,773	100.0

2 成果指標算出方法

第1章 魅力ある郷土をほこれるまち

	指　　標	算　出　方　法
1	熊谷市が全国に誇れるものの数	生産量等が埼玉一以上のものの数
2	「雪くま」「ミニくま」を知っている市民の割合	全国展開しようとしているミニ野菜の「ミニくま」、かき氷の「雪くま」を知っていると答えた人／アンケート回答総数×100
3	入込観光客数	市内外から観光に訪れた年間人数（暦年） 埼玉県入込観光客数推計調査より

第2章 市民と行政が協働するまち

	指　　標	算　出　方　法
4	市内のNPO法人の数	市内の認証NPO法人数
5	協働事業提案制度における提案数	市民活動団体と市が協働して行う事業の提案数（年度）
6	市民活動団体の登録数	市に登録している市民活動団体の数
7	市民活動講座への参加者数	市民活動を始めるきっかけとなる講座への参加者数（年度）
8	青少年相談員の数	埼玉県知事から委嘱を受け、活動している青少年相談員の数
9	市民活動保険登録団体数	熊谷市市民活動保険取扱要綱（平成18年告示第15号）による市民活動保険に登録している活動団体等の数
10	地域コミュニティ活動に参加したことのある市民の割合	校区連絡会や自治会などが行っている地域コミュニティ活動に参加したことがあると答えた人／アンケート回答総数×100
11	人権意識が向上していると思う市民の割合	普段の生活の中で人権尊重の意識が向上していると思うと答えた人／アンケート回答総数×100
12	人権教育研修の回数と参加者数	市が実施している人権教育研修の回数と参加者数（年度）
13	国際交流協会の事業への参加者数	熊谷市国際交流協会が実施している事業へ参加した人数
14	各種審議会への女性の登用率	女性委員数／全委員数×100 （調査対象：行政委員会と法律・条例設置の附属機関）
15	男女共同参画が進んでいると思う市民の割合	普段の生活の中で男女共同参画が進んでいると思うと答えた人／アンケート回答総数×100
16	平和展の入場者数	市が開催している平和展へ入場した人の数（年度）
17	平和バスの参加者数	市が実施している平和バスへ参加した人の数（年度）

第3章 みんなで創る安全なまち

	指　　標	算　出　方　法
18	犯罪発生件数	すべての刑法犯罪の発生件数（暦年）（提供：熊谷警察署）
19	防犯講習会等の参加者数	市政宅配講座（講座名：知っておきたい防犯対策）、県の防犯出前講座、熊谷警察署の防犯講習会を受講した人数（年度）
20	防犯協定の締結数	防犯協定を締結した市内の事業所等の数
21	自主防犯組織の数	自主防犯パトロールを実施している団体の数

	指　　標	算　出　方　法
22	地域防災計画を知っている市民の割合	市が策定している地域防災計画を知っていると答えた人／アンケート回答総数×100
23	防災メールの登録者数	防災情報メール配信サービスを利用している登録者の数
24	防災行政無線（固定系）の受信所数	自主防災組織がある地域の世帯数／住民基本台帳の世帯数×100
25	自主防災組織率	市に届出された自主防災組織率
26	地域における防災訓練の数	自主防災組織が行う防災訓練の実施件数（年度）
27	指定避難所の耐震化率	昭和56年から施行された耐震基準を満たしている指定避難所の割合。耐震基準を満たしている小学校の校舎・体育館の数／すべての小学校の校舎・体育館の数×100
28	災害時の避難場所を知っている市民の割合	避難勧告や避難指示が出された場合、自分自身や家族が避難すべき避難場所を知っていると答えた人／アンケート回答総数×100
29	準用河川新星川の整備率	整備延長／計画延長×100
30	交通事故発生件数	交通事故のうち人身事故の発生件数（暦年）（提供：熊谷警察署）
31	交通安全教室参加人数	市が行っている交通安全教室に参加した人数（年度）
32	通学路の歩道の整備延長（計画期間中）	通学路に新たに整備した歩道の延長（m）
33	消費生活講座への参加者数	市が行っている消費生活講座に参加した人数（年度）
34	予防査察件数	消防法(昭和23年法律第186号)の規定により火災の予防、防止等のため消防職員が行った査察の件数（暦年）
35	防火管理者の選任率	防火管理者を選任している対象物／防火管理者を選任しなければならない対象物×100
36	住宅火災件数	火災件数のうち住宅火災の発生件数（暦年）
37	防火水槽の設置数	市が設置もしくは所有している防火水槽の数（累積）
38	さく井式井戸の設置数	市が設置もしくは所有しているさく井式井戸の数（累積）
39	救急救命士の数	救急救命士の資格を所有している消防職員の数
40	救命講習受講者数	消防本部が実施している救命講習会を受講した人数（平成７年からの累積）

第4章　だれもが安心して健康に暮らせるまち

	指　　標	算　出　方　法
41	趣味の活動やスポーツに生きがいを感じている高齢者の割合	現在何らかの生きがいを感じていると答えた人／アンケート回答総数×100（介護を必要としない65歳以上の高齢者に対する設問）
42	催し物へ参加した高齢者の数	市が実施している「高齢者ゲートボール大会」、「世代間交流グランドゴルフ大会」、「高齢者芸能大会」、「高齢者趣味の作品展」に参加した高齢者の数（年度）
43	各種生活支援サービスの利用者数	「老人日常生活用具給付事業」、「ふとん乾燥サービス事業」、「軽度生活援助事業」の利用者数（年度）
44	介護予防講習会等への参加者数	市が実施している介護予防講習会等を受講した人数（年度）
45	高齢者の検診の受診者数	市が実施する各種健（検）診事業を受診した６５歳以上の人数（年度）
46	入所施設から地域生活への移行者数	福祉施設入所者のうち、地域生活に移行した人の数（累積）

	指　　標	算　出　方　法
47	施設から一般就労への移行者数	施設から一般就労へ移行した人の数（年度）
48	居宅介護サービスの利用時間数	居宅介護サービスの利用時間数（月間）
49	子育てしやすいと思っている市民の割合	子育てがしやすいと思うと答えた人／アンケート回答総数×100
50	子育て支援拠点施設数	「地域子育て支援センター」など地域における子育て支援拠点の施設数
51	子育て支援拠点施設年間利用者数	子育て支援拠点施設を利用した人数（年度）
52	福祉ボランティアの数	(社福)熊谷市社会福祉協議会のボランティア連絡会に登録している会員の数
53	健康づくり講演会、各種事業の参加者数	市が実施している健康づくり講演会等を受講した人数（年度）
54	健康であると思っている市民の割合	自分自身が健康であると思うと答えた人／アンケート回答総数×100
55	基本健康診査の受診率	基本健康診査の受診者数(市実施分)／基本健康診査の対象者数×100（年度）
56	乳幼児健診の受診率	乳幼児健診の受診者数（市実施分）／乳幼児健診の対象者数×100（年度）
57	救急医療に従事する病院数	二次救急医療に対する輪番制参加病院及び協力病院の数

第5章　自然の豊かさがあふれるまち

	指　　標	算　出　方　法
58	環境講座の受講者数	環境教育講座、環境施設見学会、自然・水辺観察会に参加した人数（年度）
59	こどもエコクラブに登録した団体数	こどもエコクラブにメンバーとして登録・参加した団体の数
60	ムサシトミヨの生息数	文化財指定区域「元荒川ムサシトミヨ生息地」に生息しているムサシトミヨの推定個体数
61	ホタル保護重点区域内の生息数	ホタル保護重点区域における単位時間当たりの目視確認できたホタルの発生数×3.85
62	自然環境保全活動に参加した市民の割合	河川敷等での清掃活動や希少動植物の保護活動など自然環境を大切にする活動に参加していると答えた人／アンケート回答総数×100
63	保存の指定を受けた樹林の面積	緑地保全地区の面積
64	公害防止協定の締結数	市が事業者と締結した公害防止協定の件数
65	公害苦情の年度内解決率	公害苦情の処理件数（年度内）／公害苦情の受理件数（年度内）×100
66	星がよく見えるようになったと思う市民の割合	星がよく見え空がきれいだと思うと答えた人／アンケート回答総数×100
67	合併処理浄化槽の整備率	合併処理浄化槽利用人口／（全人口－下水道利用人口－農業集落排水利用人口）×100
68	全市の汚水処理率	（下水道利用人口＋農業集落排水利用人口＋合併処理浄化槽利用人口）／全人口×100
69	市民一人当たりのごみの排出量	ごみの年間総排出量（可燃物＋不燃物＋資源物）／全人口／365
70	市民一人当たりの資源物回収率	（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量）×100
71	マイバッグを利用している市民の割合	買い物時にマイバッグを利用していると答えた人／アンケート回答総数×100
72	リサイクルフェアの来場者数	市が開催するリサイクルフェアに来場した人数（年度）

	指　　標	算　出　方　法
73	市有施設のCO_2の削減率 基準年度：平成18年度	（基準年度の市有施設の年間CO_2排出量－市有施設の年間CO_2排出量）／基準年度の市有施設の年間CO_2排出量×100
74	省エネ・省資源行動を実践している市民の割合	普段の生活の中で電気･ガス･水道等の節約や、ごみの分別･減量を実践していると答えた人／アンケート回答総数×100
75	太陽光発電システムを導入した市有施設数	太陽光発電システム（10kW以上）を導入した市有施設の数（累計）
76	住宅用太陽光発電システムの導入数	太陽光発電システム（10kW未満）を導入した住宅の数（累計）
77	低公害車（天然ガス・バイオディーゼル等）の導入数	庁用車のうち天然ガスやバイオディーゼル等を燃料とした低公害車を導入した台数（累積）

第6章　活力ある産業が育つまち

	指　　標	算　出　方　法
78	農地・水・環境保全向上対策〔共同活動支援〕の活動面積	農地・水・環境保全向上対策事業による共同活動実施地域の面積
79	ほ場整備の面積	ほ場整備が完了している面積
80	特別栽培農産物作付面積	農薬と化学肥料を一般栽培の使用量の50％以上減らして栽培した農産物の作付面積
81	認定農業者の数	認定農業者の数
82	認定農業者経営総面積	認定農業者が経営している農地の総面積
83	遊休農地の面積	平成18年度末の遊休農地69ヘクタールの内、解消されないで残っている面積
84	地産地消参加農家数	ＪＡふれあいセンターに出荷している農家の数
85	直売所の売上	ＪＡふれあいセンターの売上額
86	市民農園総区画数	市民農園整備促進法及び特定農地貸付法により設置された市民農園の区画数
87	QRコードからの地域ポータルサイトへのアクセス数	QRコードを携帯電話で読み込み、あついぞ．COMにアクセスした数（累計）
88	商店街活性化指定団体の数	「熊谷市商店街活性化推進団体指定基準」に該当する団体の数
89	製造品出荷額等	工業統計調査による本市の「製造品出荷額等」の金額
90	従業者数	工業統計調査による本市の「常用従事者」の数
91	地域資源活用展開支援事業採択件数	国の「地域資源活用展開支援事業」に採択された事業数
92	産学連携事業の数	市内企業と立正大学等との共同研究・講座・講演・フォーラム開催など、市が支援した産学連携事業の数

第7章　便利で快適な人にやさしいまち

	指　　標	算　出　方　法
93	駅前がにぎやかだと思う市民の割合	熊谷駅周辺がにぎやかだと思うと答えた人／アンケート回答総数×100
94	空き店舗の活用	「まちの駅くまがや」、「アート＆キッチン」など、空き店舗を活用した事例の数
95	地区計画の面積	地区計画を都市計画決定した面積
96	土地利用開始面積	使用収益開始面積（宅地や農地などが、土地区画整理事業による整備が終了し、使用できるようになったため、土地の利用を開始した面積）

	指　　標	算　出　方　法
97	熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	街なかや田園風景など、熊谷の景観が美しいと思うと答えた人／アンケート回答総数×100
98	熊谷UDブロックが設置された交差点の割合	熊谷UDブロックが設置された交差点の数／熊谷市交通バリアフリー基本構想に位置づけた交差点の数×100
99	ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合	ユニバーサルデザインによるまちづくりが進んでいると思うと答えた人／アンケート回答総数×100
100	今後整備される生活道路の延長	計画期間中に新たに道路改良又は側溝整備をした生活道路の延長距離数（累積）
101	生活道路に満足している市民の割合	普段身近で使っている生活道路に満足していると答えた人／アンケート回答総数×100
102	今後整備される幹線道路の延長	計画期間中に新たに整備した幹線道路の延長距離数（累積）
103	公共交通に満足している市民の割合	鉄道や路線バスなど、公共交通に満足していると答えた人／アンケート回答総数×100
104	都市公園等設置数	都市公園等の数（累積）
105	公園サポーター制度を導入している割合	公園サポーター制度を導入している公園の数／公園（街区、近隣、児童等）の総数×100
106	老朽管の交換整備率	石綿セメント管の交換済延長距離／石綿セメント管の総延長距離×100
107	水道水に満足している市民の割合	水道水のおいしさに満足していると答えた人／アンケート回答総数×100
108	下水道の整備率	整備面積（供用開始面積）／事業認可面積×100
109	市営住宅（中層耐火住宅）の改修棟数	改修した市営住宅（中層耐火住宅）の棟数

第8章　地域に根ざした教育・文化のまち

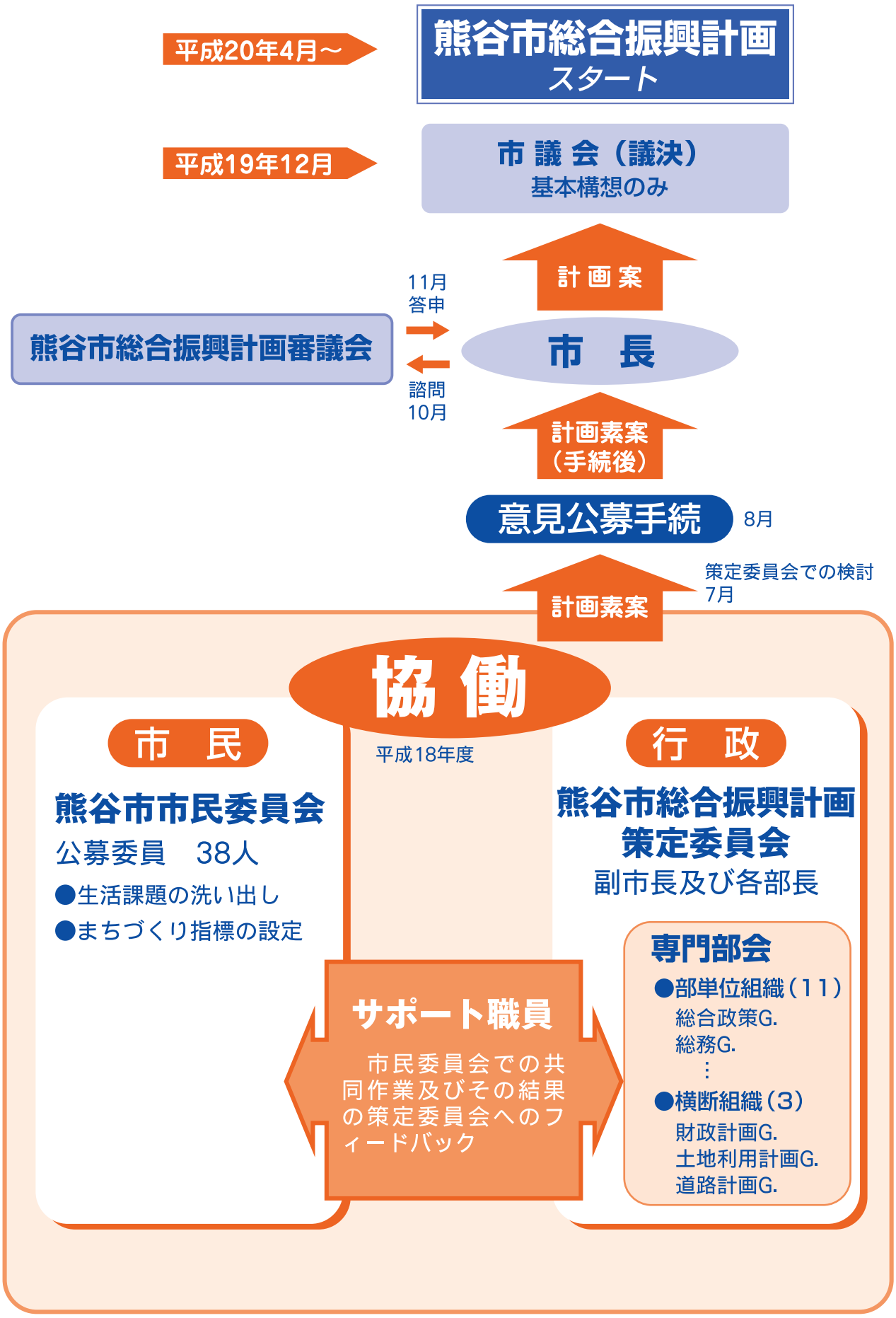
	指　　標	算　出　方　法
110	家庭教育学級の参加者数	家庭教育学級に参加した人数（年度）
111	放課後子ども教室の実施回数	放課後子ども教室の実施回数（年度）
112	基礎的・基本的な学習内容の達成率	教育に関する３つの達成目標のうち、学力（「読む」・「書く」・「計算」）の達成目標確認テストにおける達成率
113	新体力テストで県平均を上回る項目の割合	市が県を上回っている項目数／すべての項目数×100
114	授業がわかりやすいと思う児童生徒の割合	授業の内容がわかりますかとの質問に「よくわかる」、「だいたいわかる」と答えた児童生徒の数／アンケート回答総数×100
115	学校の建物や設備が快適だと思う児童生徒の割合	学校は快適だと思いますかとの質問に「快適である」、「まあまあ快適である」と答えた児童生徒の数／アンケート回答総数×100
116	毎日、朝食をとる子どもの割合	朝食を毎日食べると答えた児童生徒の数／アンケート回答総数×100
117	家で手伝いをする子どもの割合	一週間のうちで、家庭で手伝いをしていると答えた児童生徒の数／アンケート回答総数×100
118	ノーマライゼーションを理解している人の割合	ノーマライゼーションについて理解していると答えた人／アンケート回答総数×100
119	公民館で開設する講座、教室の開設数	公民館で開設する講座、教室の開設件数（年度）
120	公民館で開設する講座、教室への参加者数	公民館で開設する講座、教室へ参加した人数（年度）
121	貸出冊数	図書館での図書貸出冊数（年度）
122	スポーツ活動を「実践」している市民の割合	定期的にスポーツに親しんでいると答えた人／アンケート回答総数×100

	指　　標	算　出　方　法
123	定期的に文化活動に親しむ市民の数	「熊谷市文化祭」、「熊谷市美術展」、「熊谷市美術家協会会員作品展」及び「熊谷市文化振興財団自主公演」に参加した人数（年度）
124	文化財施設の利用者数	「星渓園利用者」、「江南文化財センター入館者」及び「聖天堂見学者」の合計人数

第9章　効率的でわかりやすい行財政

	指　　標	算　出　方　法
125	指定管理者による施設数	指定管理者制度を導入した施設の数
126	民間委託化率	民間に委託（一部又は全部）している事務事業／全事務事業×100
127	一人当たりの市債残高	市債残高（一般会計、特別会計及び水道事業会計）／全人口×100
128	市税の納税率（現年及び過年度分）	市税の徴収額／市税の調定額×100
129	自主財源比率	自主財源／歳入合計×100（一般会計歳入決算）
130	職員数	消防職員を除く職員の数
131	電子申請システムの利用件数	「図書館の図書貸出予約」、「文化・スポーツ施設等の予約」、「水道使用開始届出」に係る電子申請システムの利用件数
132	「市報くまがや」に満足している市民の割合	「市報くまがや」の読みやすさやわかりやすさに満足していると答えた人／アンケート回答総数×100
133	市ホームページのアクセス数	市ホームページにアクセスした回数（月間）
134	地域ポータルサイトのアクセス数	「あついぞ.COM」にアクセスした回数（月間）
135	重複している公共施設数	同じ目的を持った施設の数
136	公共施設が利用しやすいと思う市民の割合	市役所や行政センター、スポーツ施設、文化施設、医療・福祉施設などの市の施設が利用しやすいと思うと答えた人／アンケート回答総数×100
137	公共施設の利用率	市ホームページ上で利用案内をしている施設の中から12施設を抽出し、その利用率の平均値

3 策定体制


平成20年4月～
熊谷市総合振興計画
スタート
平成19年12月
市 議 会（議決）
基本構想のみ
計 画 案
11月
答申
諮問
10月
熊谷市総合振興計画審議会
市　長
計画素案
（手続後）
意見公募手続
8月
策定委員会での検討
7月
計画素案
協 働
平成18年度
市　民
熊谷市市民委員会
公募委員　38人
●生活課題の洗い出し
●まちづくり指標の設定
行　政
熊谷市総合振興計画
策定委員会
副市長及び各部長
専門部会
●部単位組織（11）
総合政策G.
総務G.
⋮
●横断組織（3）
財政計画G.
土地利用計画G.
道路計画G.
サポート職員
市民委員会での共同作業及びその結果の策定委員会へのフィードバック

4 策定経過

総合振興計画審議会

	日　付	内　容
第1回	平成18年8月23日	(1) 旧総合振興計画の概要について (2) 総合振興計画の策定体制及び策定スケジュールについて (3) 総合振興計画策定の進ちょく状況について
第2回	平成19年8月30日	(1) これまでの経過について (2) 熊谷市総合振興計画(素案)について (3) 今後のスケジュールについて
第3回	平成19年10月2日	(1) 熊谷市総合振興計画(案)について諮問 (2) 熊谷市総合振興計画(案)の審議
第4回	平成19年10月16日	(1) 熊谷市総合振興計画(案)の審議
第5回	平成19年10月30日	(1) 熊谷市総合振興計画(案)の審議 (2) 答申書について検討

市民委員会

	日　付	内　容
第1回	平成18年5月20日	(1) オリエンテーション (2) まちづくり講演会 講演：「まちづくりと市民参加」 講師：山本順一教授(筑波大学図書館情報メディア研究科)
第2回	平成18年6月17日	(1) 部会の編成 (2) ワークショップ(部会ごとの話し合い) 「くまがやの生活課題を考えよう！(第１回)」
第3回	平成18年7月15日	(1) ワークショップ(部会ごとの話し合い) 「くまがやの生活課題を考えよう！(第２回)」
第4回	平成18年9月16日	(1) ワークショップ(部会ごとの話し合い) 「くまがやの生活課題を考えよう！(第３回)」
第5回	平成18年10月21日	(1) オリエンテーション (2) ワークショップ(部会ごとの話し合い) 「まちづくりの指標を考えよう！(第１回)」
第6回	平成18年11月18日	(1) ワークショップ(部会ごとの話し合い) 「まちづくりの指標を考えよう！(第２回)」
第7回	平成19年1月20日	(1) ワークショップ(部会ごとの話し合い) 「まちづくりの指標を考えよう！(第３回)」
第8回	平成19年3月17日	(1) 市民委員会からの提案 ①部会ごとの発表 ②市民委員会から市長への提言

策定委員会

	日　付	内　容
第1回	平成18年5月2日	(1) 策定委員会に専門部会を置くことについて (2) 市民委員会へ出席する職員の推薦について
第2回	平成18年8月22日	(1) 総合振興計画策定の進ちょく状況について (2) 総合振興計画審議会の開催について報告
第3回	平成19年1月16日	(1) 総合振興計画策定の進ちょく状況について ①施策の体系と評価指標について (2) 熊谷市総合振興計画策定委員会規程の改正等について ①合併後の策定委員会の組織について ②自治法改正による規程の改正について
第4回	平成19年7月3日	(1) 熊谷市総合振興計画(案)について
第5回	平成19年7月5日	(1) 熊谷市総合振興計画(案)について
第6回	平成19年7月9日	(1) 熊谷市総合振興計画(案)について
第7回	平成19年7月10日	(1) 熊谷市総合振興計画(案)について
第8回	平成19年7月17日	(1) 熊谷市総合振興計画(案)について
第9回	平成19年10月2日	(1) 諮問案について (2) 今後のスケジュールについて

5 総合振興計画審議会

熊谷市総合振興計画審議会条例

平成18年3月23日
条例第29号

（設置）

第１条　総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、総合振興計画に関する必要な事項について調査審議し、答申する。

（組織）

第３条　審議会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）　市議会議員

（2）　知識経験を有する者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

総合振興計画審議会名簿

	氏　名	選出母体	職名	備考
第1号	松本　富男	熊谷市議会	議長	
	坂田　友一	熊谷市議会	議長	平成19年4月30日まで
	礒﨑　修	熊谷市議会	副議長	
	長島　俊平	熊谷市議会	副議長	平成19年4月30日まで

	氏　名	選出母体	職名	備考
第2号	森田　美江	熊谷市教育委員会	委員	
	福田　節子	熊谷市教育委員会	委員	平成19年6月6日まで
	掛川　哲男	熊谷市農業委員会	会長	
	飯田　忠直	熊谷市農業委員会	会長	平成19年8月8日まで
	松本　光弘	熊谷商工会議所	会頭	
	田谷　宗一	くまがや農業協同組合	代表理事組合長	
	西田　貞之	熊谷市医師会	会長	
	鈴木　半禄	熊谷市自治会連合会	副会長	
	松田　真市	(社福)熊谷市社会福祉協議会	副会長	
	蓮沼　忠三	(社福)熊谷市社会福祉協議会	副会長	平成19年7月15日まで
	矢野 美登里	熊谷市文化連合	洋楽部長	
	佐藤　恒夫	(財)熊谷市体育協会	副会長	
	谷津 理恵子	熊谷市ＰＴＡ連合会	副会長	
	岡田　佳子	男女共同参画を進める会	理事	
	後藤　素彦	(社団)熊谷青年会議所	直前理事長	
	奥田　忠男	「連合埼玉」熊谷大里郡市地域協議会	副議長	

諮問書

熊企発第２４７号
平成１９年１０月２日

熊谷市総合振興計画審議会
会　長　　松　本　富　男　　様

熊谷市長　富　岡　　清

熊谷市総合振興計画について（諮問）

熊谷市総合振興計画審議会条例（平成１７年条例第２９号）第２条の規定に基づき、熊谷市総合振興計画基本構想及び熊谷市総合振興計画基本計画の策定を貴審議会に諮問します。

答申書

平成１９年１１月６日

熊谷市長　富　岡　　清　　様

熊谷市総合振興計画審議会
会　長　　松　本　富　男

熊谷市総合振興計画について（答申）

平成１９年１０月２日付熊企発第２４７号で諮問のあった、熊谷市総合振興計画基本構想及び熊谷市総合振興計画基本計画について、別紙のとおり答申します。

答申書別紙

1　はじめに

本審議会は、平成19年10月2日に市長から「熊谷市総合振興計画基本構想及び熊谷市総合振興計画基本計画について審議されたい」旨の諮問を受けた。

本構想及び計画は、合併により県北初の20万都市となった本市のまちづくりの指針となる、極めて重要なものであり、平成19年10月2日から10月30日まで3回にわたり本会議を開催し、慎重に審議を重ねた。

今日、社会経済情勢の変化は著しく、また、厳しい財政状況が続く中、少子高齢社会の進行に対応した様々な取組みや環境問題などへの対応が求められている。

さらに、今年の夏、74年ぶりに国内最高気温を更新した本市ならではの暑さ対策や健康対策などが必要となる。

このような時代背景を踏まえて審議を進めた結果、本構想及び計画は全般として適当であると思われるが、なお次の諸事項について意見を申し述べることとする。

2　基本構想

（1）将来都市像

① 将来都市像に10年後の市民の顔が見えないので、各世代の人々が希望を持って生き生きと生活している姿が見えるような文言を追加されたい。

（2）将来人口

① 既に人口減少社会に突入していることを考えれば、人口増に固執せずに各施策の内容を充実させることに力点を移されたい。

② 10年後の人口23万人は高いハードルであるが、県北の雄都として人口を増やしていかなければならない。希望・夢として残されたい。

（3）土地利用構想

① スポーツ・文化・健康拠点の位置付けがある熊谷スポーツ文化公園周辺の土地利用に、医療に係る記述を追加されたい。

3　基本計画

（1）施策3　市民活動を育成・支援する

① 世代間交流について、施策の中でしっかりと取組まれたい。

（2）施策7　平和のまちをつくる

① 平和事業の周知を図られたい。

（3）施策9　災害に強いまちをつくる

①　成果指標「自主防災組織の数」は、埼玉県が発表している統計数値に合わせ、「自主防災組織率」に変更されたい。

②　成果指標「災害時の避難場所を知らない市民の割合」は、わかりづらいので、「災害時の避難場所を知っている市民の割合」に変更されたい。

(4) 施策13　高齢者が元気に暮らせる環境をつくる

①　高齢者は守るものとの視点でまとめられているが、高齢者には豊富な経験と能力がある。

「自立」や「社会貢献」の視点をより強く打ち出されたい。

（5）施策16　地域で支え合う心をはぐくむ

①　心を育てることについて、施策の中でしっかりと取組まれたい。

（6）施策25　地産地消を進める

①　地産地消を進める前提として、本市の食料自給率についての記述を「現状と課題」の中に追加されたい。

(7) 施策42　スポーツ・文化に熱中できる場をつくる

①　ふるさと意識の高揚についての記述を「現状と課題」の中に追加されたい。

（8）施策45　既存の施設を有効に活用する

①　公共施設の老朽化が目立つが、既存の施設を多くの人に少しでも長く有効活用していただけるよう、適切な維持管理と設備の充実を図られたい。

（9）施策全般

①　重点施策を選定し、効率的な実施を図られたい。

4　おわりに

本構想及び計画は、合併後のまちづくりを推進するため、おおむねその方向を示しており、妥当なものである。

しかし、この諸施策をいかに実現していくかが、今後の課題であろう。

事業の優先順位等により、市民の期待に応え、豊かな市民生活を実現するための諸施策を実施されたい。

また、公募市民により組織された「熊谷市市民委員会」の参画を得て策定が進められた経験を生かし、市民との協働によるまちづくりを一層推進されたい。

おわりに、本審議会の意見・提案を反映され、将来都市像の実現に向けて、積極的なまちづくりを望むものである。

6 市民委員会

熊谷市市民委員会設置要綱

（設置）

第１条　熊谷市総合振興計画の策定に際し、市民との協働による計画づくりを推進するため、市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の職務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、市長に提言するものとする。

（１）　生活実感に基づくまちづくりの課題抽出

（２）　課題の達成度を確認するための成果指標の設定

（３）　その他総合振興計画に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員40人以内で構成する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　公募による市民

（２）　前号に掲げる者のほか、市長が特に認めた者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、第２条に規定する職務が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会の会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

２　市長は、熊谷市総合振興計画策定委員会規程（平成18年訓令第5号）第６条に規定する専門部会の部会長から推薦された職員を、会議に出席させることができる。

（関係職員の出席の要請）

第７条　委員長は、市長に対し、関係職員を会議に出席させ、及び必要な説明を求め、又は意見を述べるよう要請することができる。

（情報の提供）

第８条　市長は、委員に対し第2条に規定する職務を遂行するために必要な情報を提供するものとする。

（事務局）

第９条　委員会の事務局は、総合政策部企画課に置く。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

市民委員会名簿

部会名	市民委員
行財政・市民活動・安全部会	大場　三郎 笠間　和彦 片桐　和紀 高野　元康 森　恵子 森田　俊和 吉田　八郎
福祉・子育て・環境部会	大久保　幸枝 黒澤　稔枝 小林　惟孝 斉藤　重子 高橋　孝子 高橋　洋一 中山　泰一 山崎　和子
産業部会	青木　大 新井　清 石山　美江子 小林　武司 小林　伸光 坂田　東貴雄 須藤　晃治 山崎　九市
都市整備部会	飯田　明彦 小田部　州昭 関口　和好 竹内　莞二 武田　和則 田野　和正 並木　香
教育・文化部会	小澤　洋子 柏崎　俊夫 桑原　昭三 小林　妙子 小柳　節子 根岸　友憲 早津　孝 増田　勝也

～新しい「総合振興計画」策定のための～

市民意識調査報告書

平成18年10月　　総合政策部企画課

1 回収数

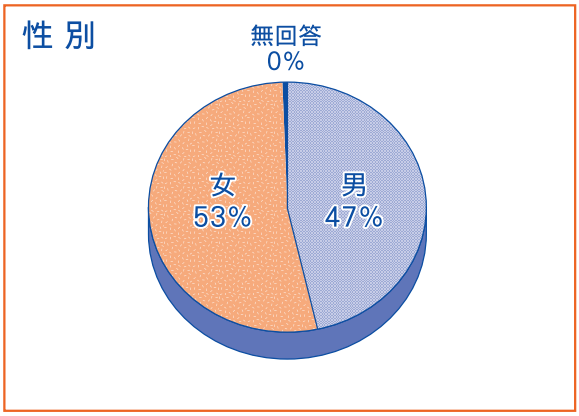
　このアンケートは、熊谷市及び江南町に住民登録している18歳以上の住民から、無作為に抽出した2,500人に送付しました。
　アンケートの設問は、「熊谷市市民委員会」で話し合われた、市民の目線から見たまちづくりの課題をもとに設定しました。

	配布数	回収数	回収率(%)
熊谷市	2,325	890	38.3
江南町	175	72	41.1
合　計	2,500	962	38.5

2 回答者属性について

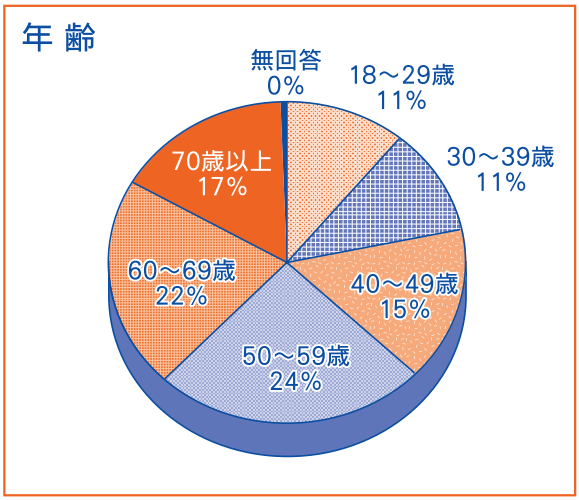
① 性 別

男	449
女	509
無回答	4
合　計	962



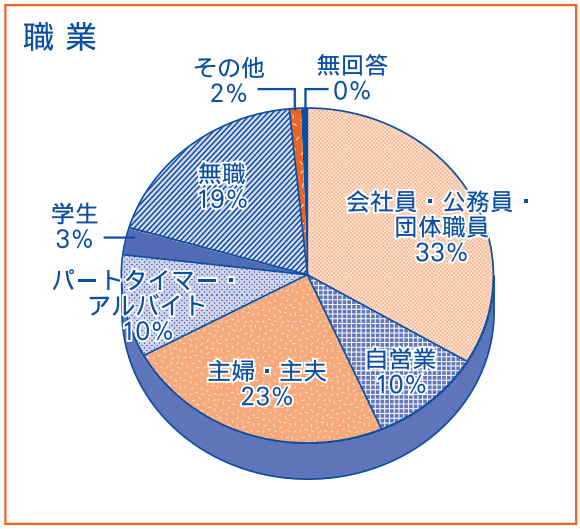
② 年 齢

18～29歳	105
30～39歳	108
40～49歳	148
50～59歳	221
60～69歳	213
70歳以上	163
無回答	4
合　計	962



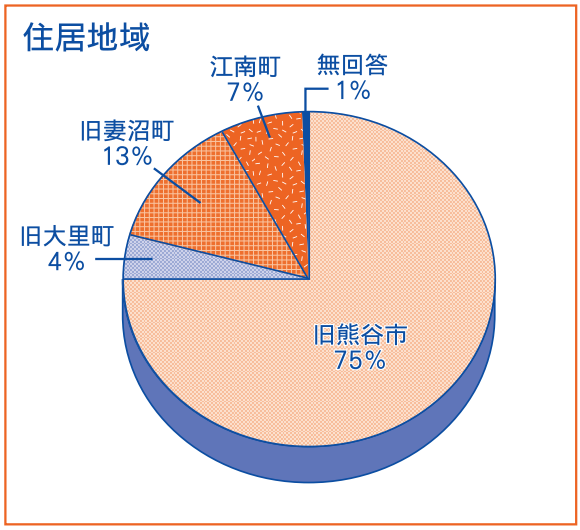
③ 職 業

会社員・公務員・団体職員	311
自営業	100
主婦・主夫	221
パートタイマー・アルバイト	94
学　生	29
無　職	179
その他	24
無回答	4
合　計	962



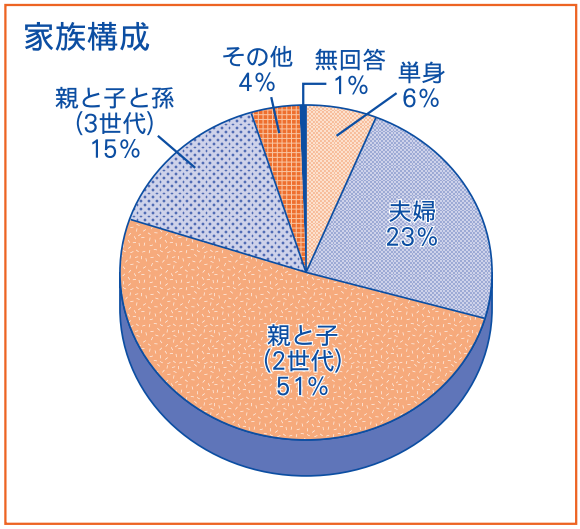
④ 住居地域

旧熊谷市	722
旧大里町	38
旧妻沼町	125
江南町	72
無回答	5
合　計	962



⑤ 家族構成

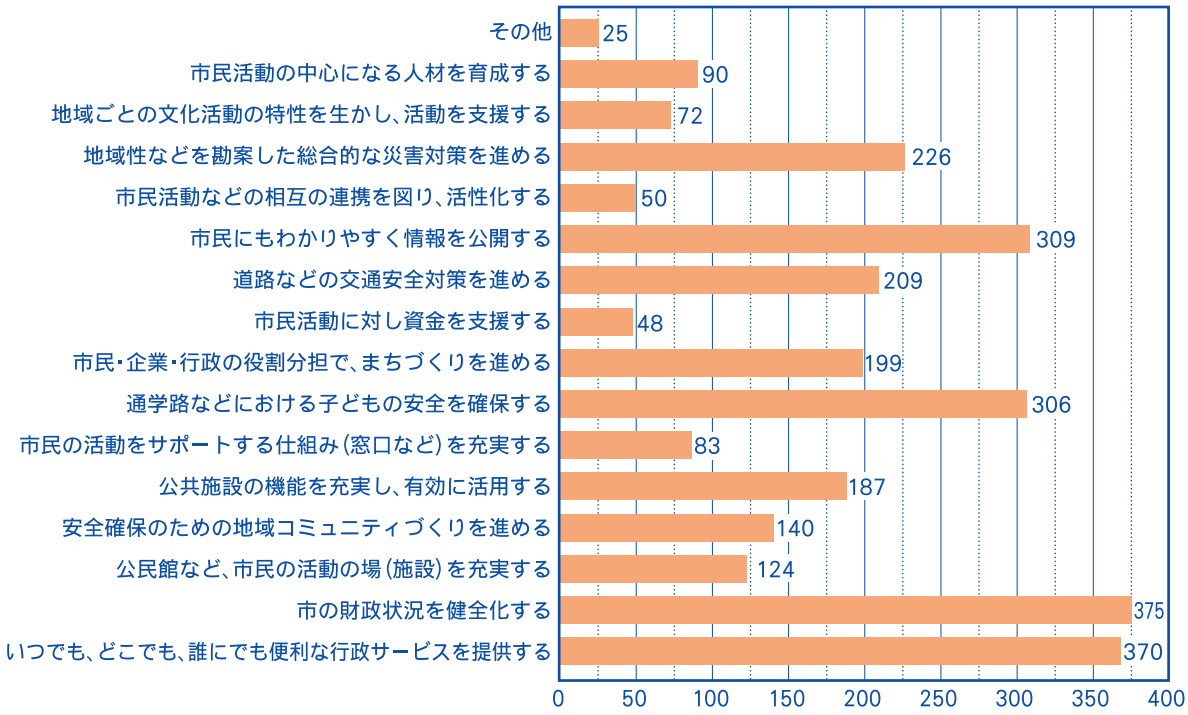
単身	59
夫婦のみ	217
親と子（２世代）	505
親と子と孫（３世代）	142
その他	34
無回答	5
合　計	962



3−1

問2 行財政・市民活動・安全の分野で大切なこと

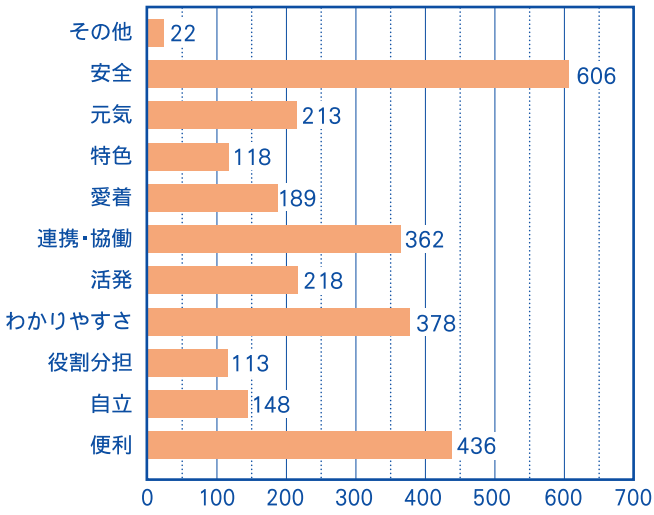
- 行財政の分野では、財政の健全化、タイムリーな行政サービスの提供、わかりやすい情報公開が上位にきています。
- 市民活動の分野では、「市民」「企業」「行政」の役割分担によるまちづくりの推進、市民の活動の場(施設)を充実することが上位にきています。
- 安全の分野では、通学路などにおける子どもの安全確保、地域性などを勘案した総合的な災害対策を進める、交通安全対策を進めるが上位にきています。



3−2

問3 行財政・市民活動・安全のキーワード

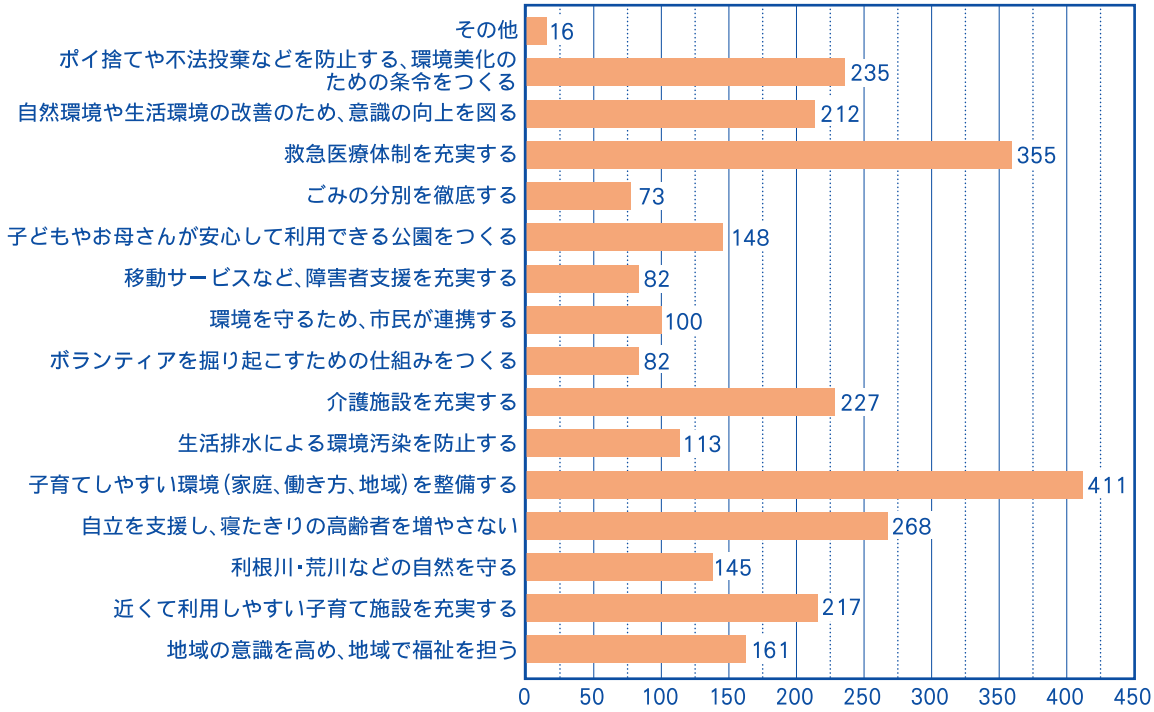
- 時代背景からか最もふさわしいと思われたのは、『安全』で6割以上の回答者が支持しました。以下、『便利』、『わかりやすさ』、『連携・協働』と続きます。



4−1

問４ 福祉・子育て・環境の分野で大切なこと

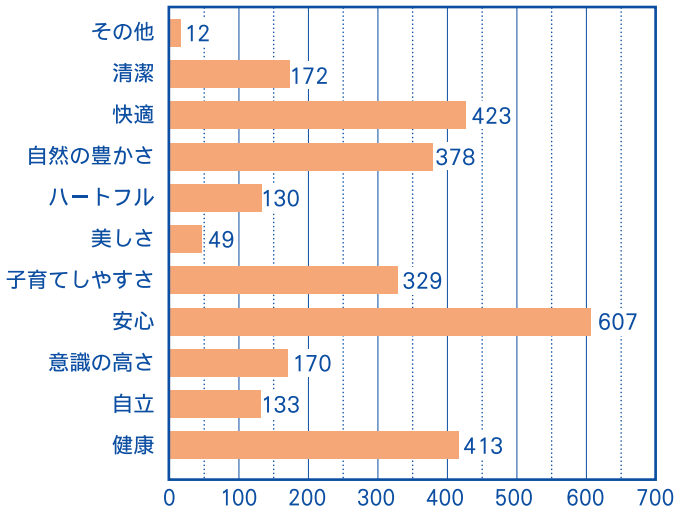
- 福祉の分野では、救急医療体制の充実、寝たきりの高齢者を増やさない、介護施設を充実するが上位にきています。
- 子育ての分野では、子育てしやすい環境の整備、近くて便利な子育て施設を充実するが上位にきています。
- 環境の分野では、環境美化のための条例をつくる、環境改善の意識向上を図るが上位にきています。



4−2

問５ 福祉・子育て・環境のキーワード

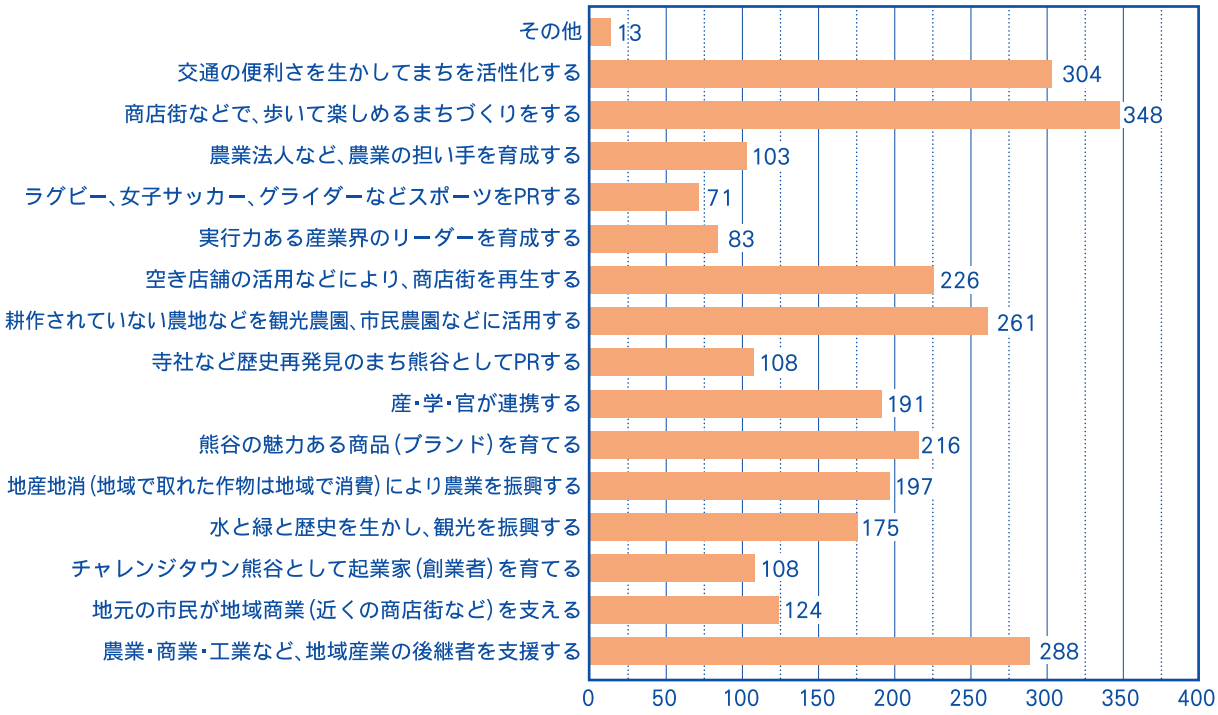
- 最もふさわしいと思われたキーワードは、『安心』で６割以上の回答者が支持しました。以下、『快適』、『健康』、『自然の豊かさ』と続きます。



5−1

問６ 産業の分野で大切なこと

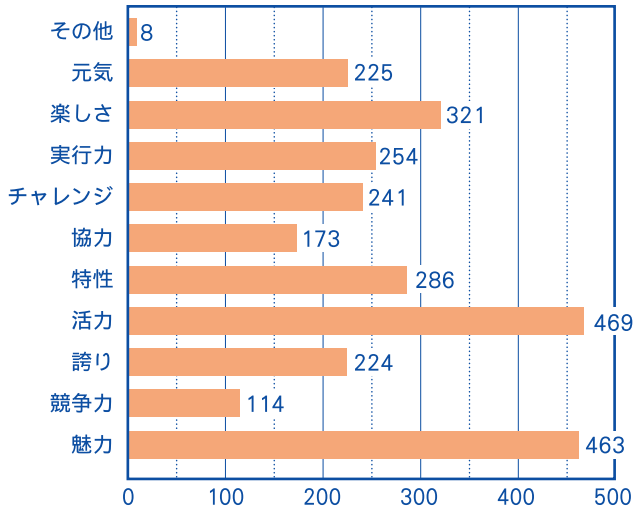
・産業の分野では、商店街などで歩いて楽しめるまちづくりをする、交通の便利さを生かしてまちを活性化する、農業・商業・工業など地域産業の後継者を支援する、耕作されていない農地を観光農園・市民農園として活用する、空き店舗の活用などにより商店街を再生するが上位にきています。



5−2

問７ 産業のキーワード

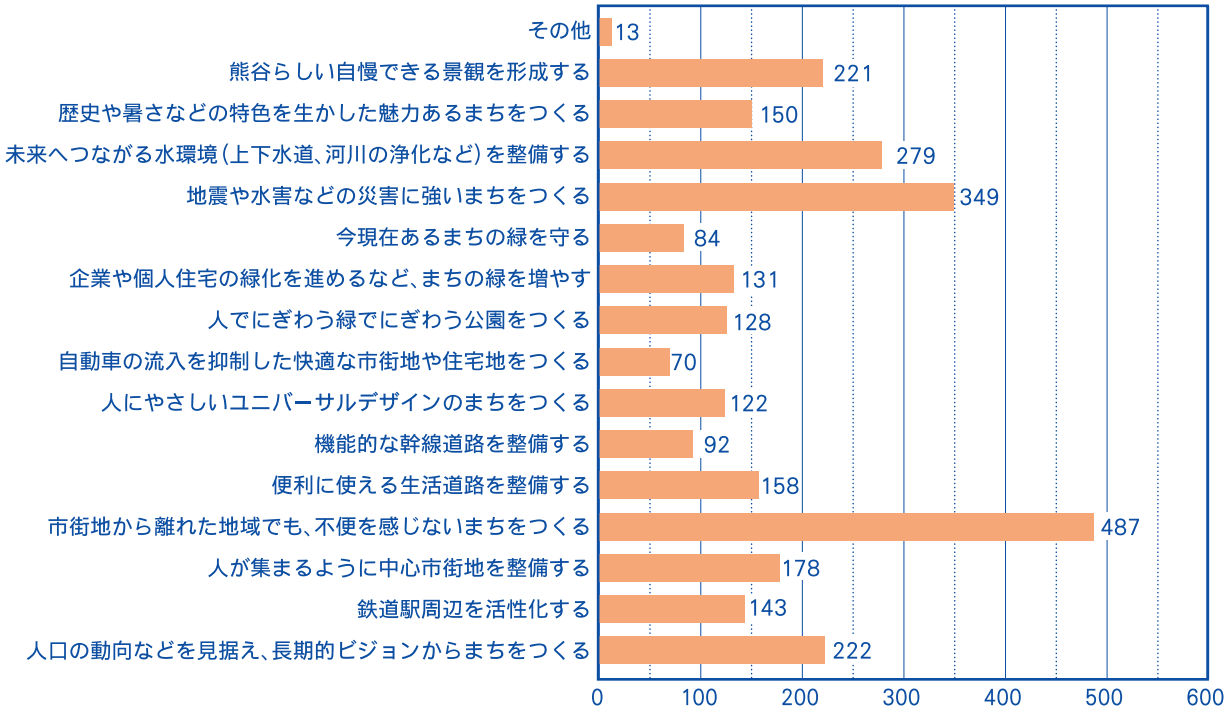
・最もふさわしいと思われたキーワードは、『活力』と『魅力』で５割近い回答者が支持しました。以下、『楽しさ』、『特性』と続きます。



6−1

問８ 都市整備の分野で大切なこと

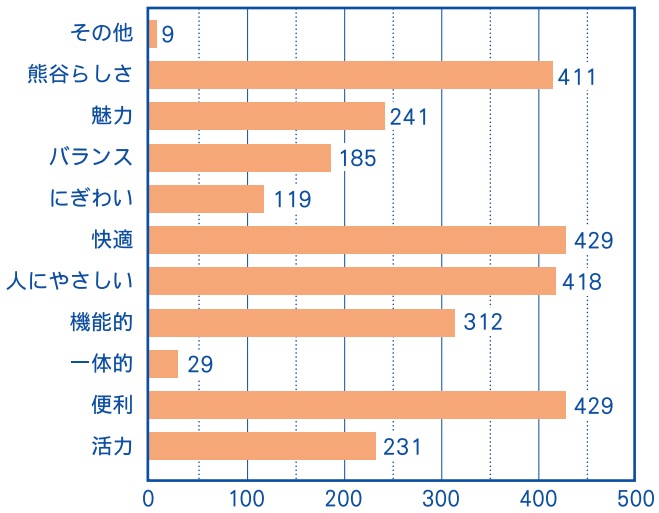
・都市整備の分野では、市街地から離れた地域でも不便を感じないまちづくり、地震や水害などの災害に強いまちづくり、上下水道や河川を整備する、熊谷らしい自慢できる景観を形成するが上位にきています。



6−2

問９ 都市整備のキーワード

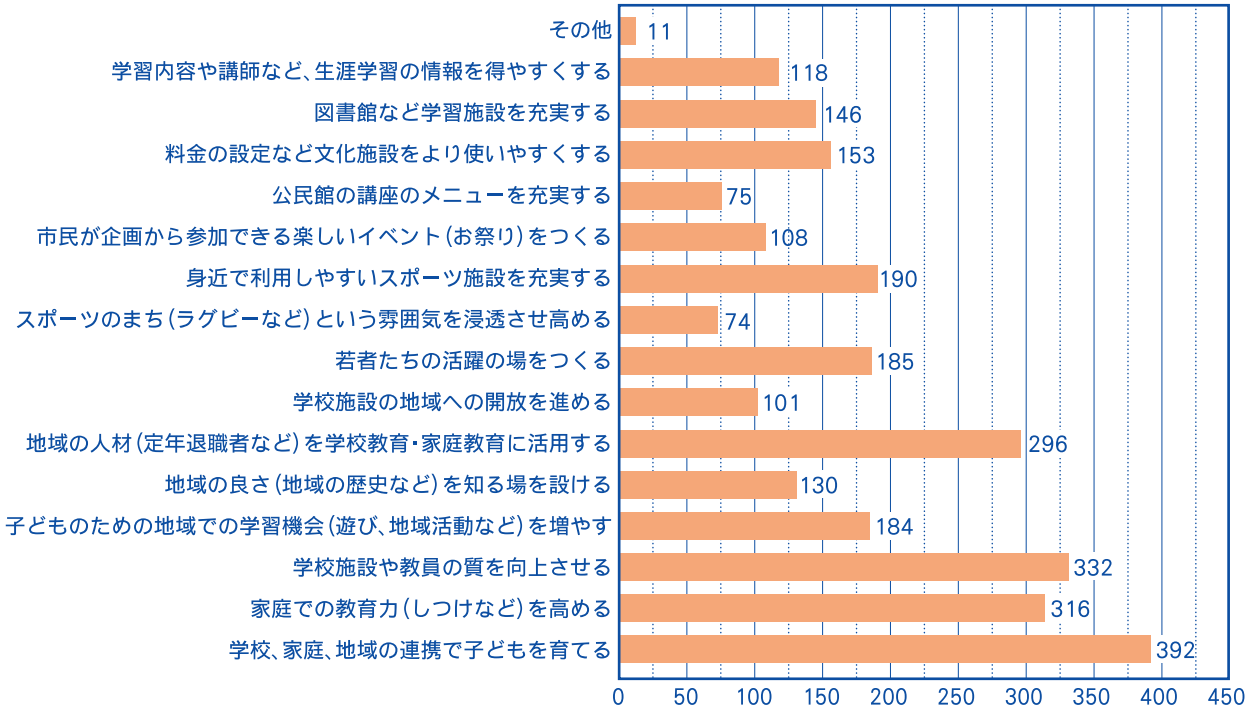
・最もふさわしいと思われたキーワードは、『便利』、『快適』、『人にやさしい』、『熊谷らしさ』が、ほぼ同率で並んでいます。



7−1

問10 教育・文化の分野で大切なこと

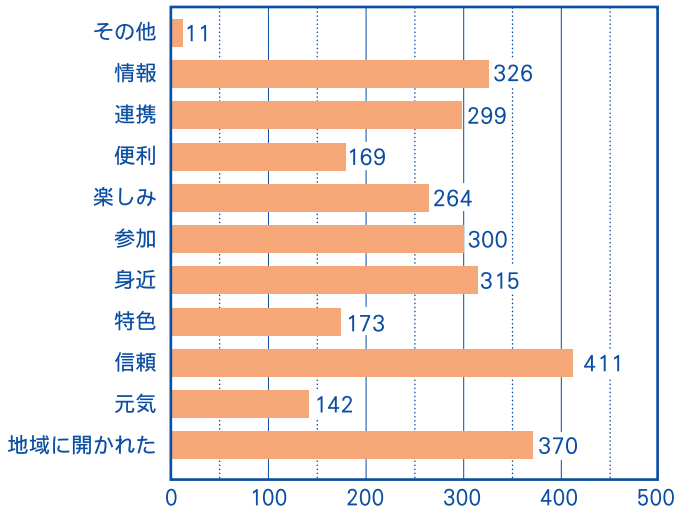
・教育・文化の分野では、学校、家庭、地域の連携で子どもを育てる、学校施設や教員の質を向上させる、家庭での教育力を高める、地域の人材を学校教育・家庭教育に活用するが上位にきています。



7−2

問11 教育・文化のキーワード

・最もふさわしいと思われたキーワードは、『信頼』で4割を超える回答者が支持しました。以下、『地域に開かれた』、『情報』、『身近』と続きます。



市民生活の現状についてのアンケート調査　集計表

平成19年４月　総合政策部企画課

Ⅰ 住み心地・市政への関心について

回収数　1,353

問１　熊谷市の住みごこちはどうですか。

❶ 住みやすい	250	❹ 住みにくい	67
❷ まあ住みやすい	805	❺ わからない	64
❸ あまり住みやすくない	151	❻ 無回答	16

問２　熊谷市に住み続けたいと思いますか。

❶ 続けて住みたい	561	❹ すぐにでもよそに移りたい	20
❷ できれば続けて住みたい	477	❺ わからない	96
❸ できればよそに移りたい	185	❻ 無回答	14

問２−１　住み続けたいと思う理由は何ですか。

（問２で「１」又は「２」を選んだ方）

２つまで

❶ 生活環境がよいから	198	❻ 人間関係がよいから	86
❷ 自然環境がよいから	276	❼ 友人・知人・親戚が多いから	333
❸ 交通の便がよいから	224	❽ 長年住みなれているから	685
❹ 通勤・通学に便利だから	99	❾ 物価が安いから	20
❺ 教育環境がよいから	3	❿ その他	60

問２−２　よそに移りたいと思う理由は何ですか。

（問２で「３」又は「４」を選んだ方）

２つまで

❶ 生活環境が悪いから	62	❻ 人間関係がよくないから	28
❷ 自然環境が悪いから	51	❼ 友人・知人・親戚が少ないから	22
❸ 交通の便が悪いから	80	❽ イメージがよくないから	23
❹ 通勤・通学に不便だから	46	❾ 物価が高いから	12
❺ 教育環境が悪いから	29	❿ その他	37

問３　市政について関心がありますか。

❶ 大変関心がある	162	❸ あまり関心がない	457
❷ 関心がある	678	❹ まったく関心がない	45

問３−１　市政に関心があるのはどんな理由からですか。

（問３で「１」又は「２」を選んだ方）

１つ

❶ 自分の暮らしに直接関係があるから	505
❷ 市政を身近に感じているから	47
❸ 政治・行政に興味があるから	55
❹ 市をもっとよくしたいから	154
❺ 市民としての義務であるから	69
❻ その他	6

問３−２　市政に関心がないのはどんな理由からですか。

（問３で「３」又は「４」を選んだ方）

１つ

❶ 自分の暮らしにあまり関係がないから	63
❷ 個人の意見は行政に反映されにくいと思うから	257
❸ 政治・行政に興味がないから	61
❹ いそがしくて市政について考えるひまがないから	75
❺ 市政は市役所の仕事であると思うから	14
❻ その他	22

問４　熊谷市の行政サービス全般について、どのように感じていますか。

❶ 満足している	34	❹ どちらかといえば不満	229
❷ どちらかといえば満足	178	❺ 不満である	89
❸ ふつうである	630	❻ わからない	172

Ⅱ 市民生活の現状について

「ミニくま」、「雪くま」の認知度	56%
地域コミュニティ活動への参加度	30%
人権意識が向上していると思う市民の割合	47%
男女共同参画が進んでいると思う市民の割合	43%
地域防災計画の認知度	24%
避難場所の認知度	68%
子育てがしやすいと思う市民の割合	41%
健康であると思う市民の割合	72%
自然環境保護活動に参加している市民の割合	18%
空がきれいだと思う市民の割合	71%
普段の生活の中で省エネを実践している市民の割合	90%
買い物時にマイバッグを利用している市民の割合	29%
熊谷駅周辺がにぎやかだと思う市民の割合	41%
街なかや田園風景などの景観が美しいと思う市民の割合	41%
ユニーバーサルデザインによるまちづくりが進んでいると思う市民の割合	18%
生活道路に満足している市民の割合	39%
公共交通に満足している市民の割合	45%
水道水のおいしさに満足している市民の割合	51%
ノーマライゼーションについて理解している市民の割合	64%
定期的にスポーツや文化活動をしている市民の割合	39%
「市報くまがや」の読みやすさ・わかりやすさに満足している市民の割合	65%
市の施設が利用しやすいと思う市民の割合	48%

Ⅲ 回答者属性について

問 28 あなたの性別

1	男性 572	3	無回答 34
2	女性 747		

問 29 あなたの年齢

1	10歳代 30	5	50歳代 252
2	20歳代 140	6	60歳代 262
3	30歳代 196	7	70歳代以上 236
4	40歳代 204	8	無回答 33

問 30 あなたのお住まいの小学校区

1	熊谷東小学校 96	17	桜木小学校 26
2	熊谷西小学校 84	18	籠原小学校 67
3	石原小学校 94	19	新堀小学校 39
4	成田小学校 74	20	吉見小学校 29
5	大幡小学校 70	21	市田小学校 20
6	佐谷田小学校 36	22	長井小学校 47
7	大麻生小学校 38	23	秦小学校 20
8	玉井小学校 64	24	妻沼小学校 37
9	久下小学校 41	25	男沼小学校 9
10	熊谷南小学校 61	26	小島小学校 2
11	中条小学校 32	27	太田小学校 25
12	吉岡小学校 46	28	妻沼南小学校 17
13	別府小学校 35	29	江南南小学校 50
14	三尻小学校 44	30	江南北小学校 35
15	奈良小学校 42	31	わからない 20
16	星宮小学校 17	32	無回答 36

問 31 あなたの職業

1	農業 52	6	家事専業 241
2	自営業 101	7	パート・アルバイト 169
3	自由業 9	8	学生 57
4	会社員・公務員(市内に勤務) 155	9	無職 268
5	会社員・公務員(市外に勤務) 218	10	その他 47
		11	無回答 36

問 32 熊谷市に住んでからの年数

1	5年未満 101	4	20～29年 225
2	5～9年 74	5	30年以上 721
3	10～19年 196	6	無回答 36

7 総合振興計画策定委員会

熊谷市総合振興計画策定委員会規程

平成18年３月31日
訓令第５号

（設置）
第１条　総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会は、次に掲げる事務を行う。
（１）　総合振興計画に関する調査及び研究
（２）　総合振興計画素案の策定
（３）　その他総合振興計画に関する必要な事項
（組織）
第３条　委員会に委員長、副委員長及び委員若干人を置く。
２　委員長は、副市長の職にある者を、副委員長は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。
３　委員は、市の職員のうちから市長が任命する。
（委員長及び副委員長）
第４条　委員長は、委員会の会務を総理する。
２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。
２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
（専門部会）
第６条　委員会に必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。
２　部会に部会長及び部会員若干人を置く。
３　部会長及び部会員は、市の職員のうちから市長が任命する。
４　部会の会務は、部会長が総理する。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。
（委任）
第８条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

総合振興計画策定委員会名簿

委 員 長	副市長
副委員長	総合政策部長
委　員	市長公室長
委　員	総務部長
委　員	市民部長
委　員	福祉部長
委　員	環境部長
委　員	産業振興部長
委　員	都市整備部長
委　員	建設部長
委　員	技監
委　員	大里行政センター所長
委　員	妻沼行政センター所長
委　員	江南行政センター所長
委　員	契約室長
委　員	会計管理者
委　員	消防長
委　員	水道部長
委　員	議会事務局長
委　員	選挙管理委員会事務局長
委　員	監査委員事務局長
委　員	農業委員会事務局長
委　員	教育長
委　員	教育次長

専門部会

総合政策部会

部会長	総合政策部長
	秘書課長
	政策調査課長
	企画課長
	行政改革推進室長
	財政課長
	人権政策課長
	情報政策課長
	広報広聴課長
	契約室長
	出納室長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長

総務部会

部会長	総務部長
	庶務課長
	職員課長
	市民税課長
	資産税課長
	納税課長
	総務税務課長（大里）
	総務税務課長（妻沼）
	総務税務課長（江南）
	議会事務局長

市民部会

部会長	市民部長
	市民活動推進課長
	市民課長
	保険年金課長
	安心安全課長
	危機管理室長
	男女共同参画室長
	健康づくり課長
	市民環境課長（大里）
	市民環境課長（妻沼）
	市民環境課長（江南）

福祉部会

部会長	福祉部長
	福祉課長
	長寿いきがい課長
	障害福祉課長
	こども課長
	保育課長
	福祉課長（大里）
	福祉課長（妻沼）
	福祉課長（江南）

環境部会

部会長	環境部長
	環境政策課長
	廃棄物対策課長
	環境衛生課長
	環境美化センター所長
	市民環境課長（大里）
	市民環境課長（妻沼）
	市民環境課長（江南）

産業振興部会

部会長	産業振興部長
	産業振興課長
	商業観光課長
	農業振興課長
	農地整備課長
	産業建設課長（大里）
	産業課長（妻沼）
	産業課長（江南）
	農業委員会事務局長
	（技監）

都市整備部会

部会長	都市整備部長
	都市計画課長
	開発指導課長
	公園緑地課長
	土地区画整理西部事務所長
	土地区画整理中央事務所長
	産業建設課長（大里）
	建設課長（妻沼）
	建設課長（江南）
	（技監）

建設部会

部会長	建設部長
	管理課長
	道路課長
	維持課長
	河川課長
	下水道課長
	建築課長
	産業建設課長（大里）
	建設課長（妻沼）
	建設課長（江南）
	（技監）

教育部会

部会長	教育次長
	教育総務課長
	学校教育課長
	社会教育課長
	保健体育課長
	大里事務所長
	妻沼事務所長
	江南事務所長

※技監は、アドバイザーとして、産業振興部会、都市整備部会、建設部会に参加

水道部会

部会長	水道部長
	営業課長
	工務課長

消防部会

部会長	消防長
	消防次長
	消防総務課長
	予防課長
	警防課長
	指令課長
	熊谷消防署長

横断的専門部会

道路計画部会

部会長	道路課長
	政策調査課長
	企画課長
	都市計画課長
	管理課長
	維持課長

土地利用計画部会

部会長	都市計画課長
	政策調査課長
	企画課長
	資産税課長
	産業振興課長
	商業観光課長
	農業振興課長
	農地整備課長
	開発指導課長
	農業委員会事務局長

行財政計画部会

部会長	財政課長
	政策調査課長
	企画課長
	行政改革推進室長
	庶務課長
	職員課長
	市民税課長
	納税課長
	保険年金課長
	教育総務課長

8 議　案

議案第117号

熊谷市総合振興計画基本構想について

熊谷市総合振興計画基本構想を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第２条第４項の規定に基づき、別冊のとおり議決を求める。

平成19年12月3日提出

熊谷市長　富　岡　　清

提案説明

熊谷市総合振興計画基本構想を定めたいので、この案を提出するものであります。

９ 熊谷市自治基本条例

熊谷市自治基本条例

平成19年９月28日
条例第30号

目 次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　基本原則（第３条－第５条）
第３章　市民の権利及び責務（第６条－第８条）
第４章　議会の責務（第９条・第１０条）
第５章　市長及び職員の責務（第１１条・第１２条）
第６章　参加及び協働（第１３条－第１５条）
第７章　市政運営（第１６条－第２２条）
第８章　自治基本条例審議会の設置（第２３条）
第９章　条例の位置付け等（第２４条・第２５条）
附則

私たちのまち熊谷市は、関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化をはぐくんできました。

そして今、刻々と変化する現代にあって、未来を想(おも)い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は、自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合うことが必要です。

よって、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第２条　この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

（１）　市民　市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。

（２）　事業者　市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。

（３）　まちづくり　住み良いまち及び豊かで活力ある地域社会をつくるための活動をいいます。

（４）　協働　まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任の下で、課題の解決に向け共に考え、行動することをいいます。

（５）　コミュニティ　地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

第２章　基本原則

（市民参加の原則）

第３条　まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則とします。

（協働の原則）

第４条　市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。

（情報共有の原則）

第５条　市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

第３章　市民の権利及び責務

（市民の権利）

第６条　市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。

２　市民は、市政に関する情報を知ることができます。

（市民の責務）

第７条　市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

２　市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。

３　市民は、自ら考え行動するためにまちづくりについて学ぶよう努めます。

（事業者の責務）

第８条　事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。

第４章　議会の責務

（議会の責務）

第９条　議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

２　議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。

（議員の責務）

第10条　議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。

２　議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。

第５章　市長及び職員の責務

（市長の責務）

第11条　市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に市政運営に当たります。

２　市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

（職員の責務）

第12条　職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽（さん）に努め、誠実かつ公正に職務を行います。

２　職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。

第６章　参加及び協働

（市民参加及び協働の推進）

第13条　市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。

２　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。

３　市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。

（審議会等の委員の選任）

第14条　市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。

（コミュニティ）

第15条　市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。

２　市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。

第７章　市政運営

（情報の提供）

第16条　市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。

（個人情報の保護）

第17条　市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。

（説明責任）

第18条　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。

（応答責任）

第19条　市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。

（意見公募手続）

第20条　市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。

（都市経営）

第21条　市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。

２　市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。

（行政評価）

第22条　市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。

２　市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

第８章　自治基本条例審議会の設置

（自治基本条例審議会の設置）

第23条　この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。

２　熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

第９章　条例の位置付け等

（条例の位置付け）

第24条　この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。

（条例の見直し）

第25条　市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。

附　則

この条例は、平成19年10月１日から施行します。

10 計画の一覧表

計画の名称	策定年度	計画の期間	計画の概要	所管
熊谷市行政改革大綱前期実施計画書	平成19年度	平成19年度～平成24年度	大綱は、「低コスト高満足市政への転換」を基本理念に、「公共サービスの重点化」、「効率的な行政運営」、「健全な財政運営」の改革目標と具体的方策を示した計画です。	行政改革推進室
熊谷市高度情報化推進計画	平成21年度	平成21年度～平成25年度	市民サービスの充実や行政事務の効率化の推進などについて、情報化の視点から見た具体的施策を示した計画です。	情報政策課
国民保護に関する熊谷市計画	平成18年度	永久（毎年度見直し）	武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合に市が、国・県及び関係機関等と連携し、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるよう定めた計画です。	危機管理室
熊谷市地域防災計画	平成19年度	永久（毎年度見直し）	災害に係わる事務又は業務に関し、総合的かつ計画的な対策を定めた計画です。	危機管理室
熊谷市男女共同参画推進行動計画	平成20年度	平成21年度～平成30年度	「熊谷市男女共同参画推進条例」に基づいて定める行動計画です。	男女共同参画室
熊谷市健康増進計画 健康熊谷21プラン	平成19年度	平成20年度～平成22年度	市民の健康づくり運動を総合的に進めるための基本計画です。	健康づくり課
熊谷市地域福祉計画	平成20年度	平成21年度～平成25年度	全ての市民が地域で共に支えあいながら、自立した生活を送ることが出来るように、地域福祉の推進を目指す計画です。	福祉課
熊谷市高齢社会対策基本計画	平成20年度	平成21年度～平成23年度	高齢社会の中で「いきいきあんしん元気で長寿のまちくまがや」を実現するための施策を示した計画です。	長寿いきがい課
熊谷市障害者計画	平成18年度	平成19年度～平成28年度	障害福祉の基本計画で、「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を基本理念とし、基本方向を示すとともに、各分野にわたり取り組むべき障害福祉施策を定めた計画です。	障害福祉課
熊谷市次世代育成支援行動計画「くまがやイキイキ子育て支援プラン」	平成16年度	平成17年度～平成21年度	全ての子どもと子育て家庭を対象に、取り組むべき次世代育成支援対策の目標や方向性を定めた計画です。	こども課
熊谷市環境基本計画	平成19年度	平成20年度～平成29年度	環境の保全及び創造について総合的な施策を示し、熊谷市環境基本条例の基本理念と総合振興計画の将来都市像を環境面から実現するための計画です。	環境政策課
地球温暖化対策地域推進計画	平成20年度	平成21年度～平成30年度	地球温暖化対策として、京都議定書目標達成計画を勘案し、熊谷市の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の制御等のための総合的かつ計画的な施策の実施のための計画です。	環境政策課

計画の名称	策定年度	計画の期間	計画の概要	所管
熊谷市一般廃棄物処理基本計画	平成20年度	平成20年度 ～平成29年度	廃棄物の排出を抑制するとともに、適正な分別、収集運搬、再生、処分等を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る計画です。	廃棄物対策課
生活排水処理基本計画	平成21年度	平成22年度 ～平成26年度	水質汚濁の主要な原因である生活排水を、効率的に処理していくための計画です。	環境衛生課
熊谷市中心市街地活性化基本計画	平成20年度	平成21年度 ～平成25年度	中心市街地の活性化を図るため、市街地整備、教育・医療・福祉等都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業の活性化等の事業を定める計画です。	商業観光課
熊谷市農業振興地域整備計画	平成20年度		優良な農地を保全するとともに、農業振興のための施策を計画的に推進・実施するため、市が定める総合的な農業振興の計画です。	農業振興課
熊谷市森林整備計画	平成20年度	平成29年度	森林の整備を見直し、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進をはかる計画です。	農業振興課
熊谷市都市計画マスタープラン	平成16年度 (旧熊谷市編) 平成12年度 (旧大里村編) 平成12年度 (旧妻沼町編)	平成16年度 ～平成35年度 平成7年度 ～平成27年度 平成13年度 ～平成33年度	市の都市計画に関する基本的な方針を明らかにし、具体的な都市計画を定める際の総合的な指針となる計画です。	都市計画課
熊谷市景観計画	平成20年度		熊谷らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、方針及び基準、実現化方策等を示す計画です。	都市計画課
熊谷市交通バリアフリー基本構想	平成13年度	平成14年度 ～平成22年度	本市における交通バリアフリーに関する目標や基本的方向を示すとともに、熊谷駅及び籠原駅を中心とした重点整備地区内におけるバリアフリー化のための具体的な施策を示した計画です。	都市計画課
熊谷市緑の基本計画	未定	未定	緑の保全や緑化の推進に関する施策の目標と、実現化策を定める総合的な基本計画です。	公園緑地課
熊谷市水道事業基本計画	平成20年度	平成21年度 ～平成30年度	安全でおいしい水道水を安定供給するための中長期的な水道事業計画です。	水道部
熊谷市公共下水道事業中期経営計画	平成19年度	平成19年度 ～平成23年度	下水道事業の中期的な経営方針及び事業計画を示す計画です。	下水道課

※　策定年度が、平成20年度以降の計画は策定予定年度です。
※　計画の期間を定めていない計画は空欄としています。